

2011 年合格目標

行政書士公開セミナー

夏から始めて短期合格！

短期集中カリキュラムの 組み方

TAC行政書士講座

●行政書士ってどんな人？

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、役所に提出する許認可等の申請書類作成や提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明、契約書の作成などを行っています。つまり、行政書士は、行政事務と関連する法律問題を取り扱う専門家であり、企業活動に必要な許認可申請の書類の作成や手続の代行をしたり、相続や契約のことで困ったときに相談に乗ったりしてくれる人だといえます。

なお、行政書士の業務は、依頼された通りの書類作成を行ういわゆる従来の代書業務から、複雑多様なコンサルティングを含む許認可手続の業務へと移行してきており、高度情報通信社会における行政手続の専門家として期待がかかる職業といえます。

●行政書士の業務

1 行政手続の代理

何らかの事業活動を行うにしても、自由勝手に出来るわけではなく、国や都道府県の許認可を取得しなければいけなかったり、事業継続には許認可の更新手続もきちんとしなければいけません。また、外国人の方が日本で生活するのにもさまざまな手続が要求されています。これらは、法令等の規定に則り、必要な書類を正確に作成し、添付書類を不備なく集めて、官公庁へ提出し、受理してもらわなければなりません。こういった行政手続は、本人でも行えますが、煩雑でわかりづらい作業であるため、行政手続の専門家である行政書士が必要とされています。

2 相談業務

最近では、遺言相続に関する相談（例えば、遺言書や遺産分割協議書の作成に関する相談）や、消費者問題に関する相談（例えば、クーリングオフや契約解除に関する相談）などを専門分野とし、市民に身近な法務相談の専門家として活躍されている行政書士の方も多くなっています。

また、行政書士は、株式会社や各種法人の設立手続に関連する業務も行っていますので、自分のキャリアと行政書士資格の双方を活かし、起業家支援を含めた経営サポートやNPO法人の運営サポートといったコンサルティング業務を展開していくことも可能です。

[行政書士の主な業務]

カテゴリー	主な内容
法人設立関係	株式会社を設立するにも定款作成から始まりさまざまな書類を用意して手続を行う必要があります。行政書士はこの準備段階からクライアントの相談を受け、会社設立までの一連の作業に協力していきます。
国際関係	行政書士は外国人の方が日本国内で生活するのに必要な手続や日本国籍の取得を希望する場合の相談などに携わり、必要な書類の作成、手続の代行などを行っています。
建設・不動産業関係	建設業や不動産業など営業を開始するのに許可の取得が必要な業種が多くあります。そのような許可申請業務、公共事業の入札に参加するのに必要な手続業務、農地の転用や移転の許可申請などの手続を行政書士が代わりに行っています。
風俗関係業務	行政書士は、パチンコ店などの風俗営業店や飲食店の開業に必要な書類の作成や申請手続、これらの開業に伴う相談業務などに携わっています。
その他の業務	行政書士は、遺言書の作成に関する相談など遺言相続業務、著作権登録申請業務や著作権に関する相談など著作権関連業務、その他、内容証明書の作成に関する相談業務などにも携わっています。

●行政書士資格取得後の展望

1 ダブルライセンス

行政書士試験は、憲法・民法・行政法など基本法の知識が問われる試験です。そのため、法律系国家資格の登竜門ともいえます。実務の観点からは、行政手続という幅広い間口を独占業務に持つ行政書士の資格に社会保険労務士資格や司法書士資格を組み合わせることで、業務に奥行きを持たせることができます。学習の観点からは、公務員試験、司法書士試験、法科大学院入試、宅建試験など試験科目が重複する他資格の学習にも応用できます。

2 独立開業

本来、行政書士資格は独立開業型の資格ですので、この資格単体での独立開業も可能です。自宅を兼事務所にした開業（SOHO型の独立開業）も可能ですので、他の職種に比べ、少ない費用での独立開業が可能な点も魅力の一つです。また、資格取得後の登録期間に制限はないため、時間に余裕があるうちに資格だけ取得しておいて、将来、家事・育児・仕事にある程度の目途がついた時から実務を始めることも可能です。

2 行政書士試験の概要

●行政書士試験ってどんな試験なの？

年に1回行われる法律系国家資格試験です。法律と一般知識の2本立てでマークシート式と記述式で実施されます。

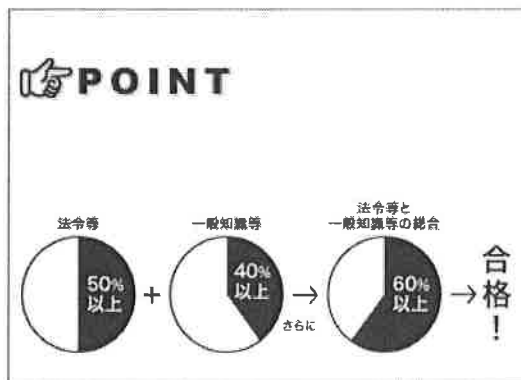
(1) 概 要

実施日	11月の第2日曜日（平成23年度は11月13日（日）を予定）
試験時間	13時～16時（3時間）
受験資格	特になし
願書提出	8月上旬～9月上旬
試験内容	法令科目（46問、マークシート式および40字記述式） 一般知識科目（14問、マークシート方式）

(2) 合格基準

【下記の要件のいずれも満たした受験生が合格】

「行政書士の業務に関し必要な法令等」科目の得点が満点の50%以上である者	法令等の得点が、244点中50%にあたる122点以上であること
「行政書士の業務に関連する一般知識等」科目の得点が満点の40%以上である者	一般知識等の得点が、56点中40%にあたる24点以上であること
試験全体の得点が、満点の60%以上である者	試験全体の得点が、300点中60%にあたる180点以上であること



(3) 平成 22 年度試験出題内訳

		配点	五肢択一式 (1 問 4 点)	多肢選択式 (1 問 8 点)	記述式 (1 問 20 点)
法令 46 問	基礎法学	8 点	2 問	—	—
	憲法	28 点	5 問	1 問	—
	行政法	112 点	19 問	2 問	1 問
	民法	76 点	9 問	—	2 問
	商法	20 点	5 問	—	—
一般知識 14 問	政治経済社会	28 点	7 問	—	—
	情報通信	16 点	4 問	—	—
	個人情報保護				
	文章理解	12 点	3 問	—	—

●出題形式

(1) 五肢択一式 (※平成 22 年問題 9)

通達に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 通達は、法律の根拠なく発令・改廃することができるが、それに際しては、官報による公示や関係機関の事務所における備付けその他適当な方法により国民に対して公にしなければならない。
- 2 通達は、国民の法的地位に影響を与えるものではないが、特段の理由もなく通達に反する処分については、平等原則に違反するものとして、相手方たる国民との関係においても違法とされる余地がある。
- 3 通達は、国民の法的地位に影響を与えるものではないから、その発令・改廃行為は行政事件訴訟法 3 条 1 項の「公権力の行使」および国家賠償法 1 条 1 項の「公権力の行使」にはあたらない。
- 4 通達によって示された法令解釈の違法性が訴訟において問題となったとき、裁判所は、行政庁の第一次的判断権の尊重の原則により、それが重大明白に誤りでない限り、当該通達で示された法令解釈に拘束される。
- 5 通達は、上級行政機関が下級行政機関に対して発するものであり、上司たる公務員が部下である公務員に発する職務命令と別のものであるから、通達に反する行為を行ったことと当該行為を行った公務員の職務上の義務違反との間には、直接の関係はない。

(2) 多肢選択式 (※平成 22 年問題 42)

取消訴訟の原告適格に関する次の文章の空欄 ～ に当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

平成 16 年（2004 年）の行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という。）改正のポイントとして、取消訴訟の原告適格の拡大がある。

取消訴訟の原告適格につき、行訴法 9 条（改正後の 9 条 1 項）は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき **ア** を有する者……に限り、提起することができる。」と定めているが、最高裁判例は、ここでいう「当該処分の取消しを求めるにつき『**ア**』を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは **イ** を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解してきた。しかしながら、裁判実務上の原告適格の判断が狭いとの批判があり、平成 16 年改正により新たに行訴法 9 条に第 2 項が加えられ、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する **ア** の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき **ウ** の内容及び性質を考慮するものとする」ことが規定された。そしてこの 9 条 2 項は、**エ** の原告適格についても準用されている。

- | | | | | |
|---------------|------------|-----------|--------------|---------------|
| 1 差止め訴訟 | 2 法律上の利益 | 3 権限 | 4 憲法上保護された利益 | 5 事実上の利益 |
| 6 住民訴訟 | 7 実質的当事者訴訟 | 8 損害 | 9 利益 | 10 法律上保護された利益 |
| 11 訴訟上保護された利益 | 12 立法目的 | 13 訴訟上の利益 | 14 公益 | 15 うべかりし利益 |
| 16 不作為の違法確認訴訟 | 17 法的地位 | 18 公共の福祉 | 19 紛争 | 20 形式的当事者訴訟 |

(3) 記述式（※平成 22 年問題 44）

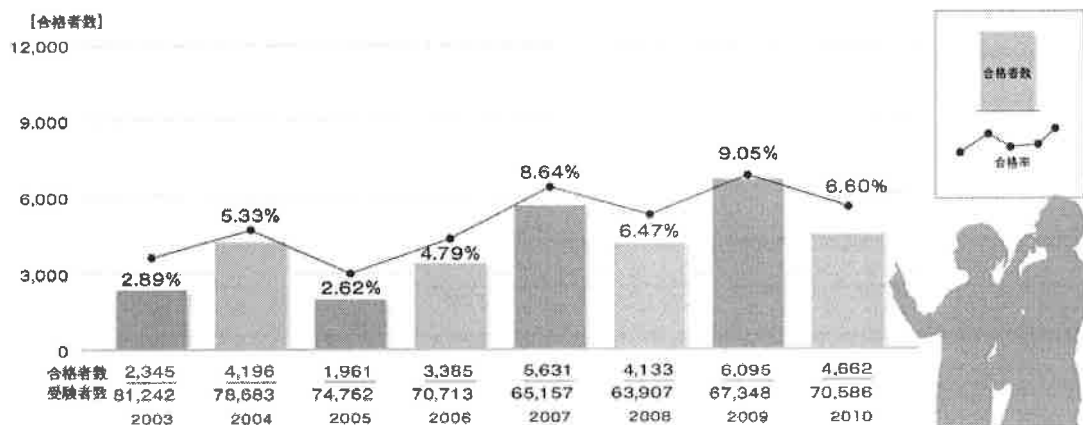
Y 組合の施行する土地区画整理事業の事業地内に土地を所有していた X は、Y の換地処分によって、従前の土地に換えて新たな土地を指定された。しかし、X は、新たに指定された土地が従前の土地に比べて狭すぎるため、換地処分は土地区画整理法に違反すると主張して、Y を被告として、換地処分の取消訴訟を提起した。審理の結果、裁判所は、X の主張のとおり、換地処分は違法であるとの結論に達した。しかし、審理中に、問題の土地区画整理事業による造成工事は既に完了し、新たな土地所有者らによる建物の建設も終了するなど、X に従前の土地を返還するのは極めて困難な状況となっている。この場合、裁判所による判決は、どのような内容の主文となり、また、このような判決は何と呼ばれるか。40 字程度で記述しなさい。

●行政書士試験の特徴

(1) 絶対評価で実施される試験

行政書士試験は、成績上位者〇％を合格させるという合格率を固定して合格点が年度によって異なる試験ではなく、300点満点で180点以上を取れば合格できる（※一般知識での基準点クリアは条件）とする合格点を固定する絶対評価式で実施されています。そのため、合格率は年度によって異なります。他の受験者の出来不出来を気にせず、自分が180点以上を取るための学習をして、その成果を本試験当日に発揮できれば合格できる試験といえます。

(2) 受験者数と合格者数の推移



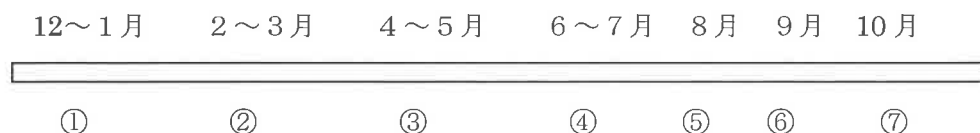
3 学習スケジュール

● スケジュールの立案

資格試験の勉強にはスタートとゴールがあります。スタート時期は人それぞれですが、ゴールは共通です。今年の本試験当日において最高のパフォーマンスを発揮して最良の結果を残すことです。本試験において最高のパフォーマンスを発揮するには、そのための良い準備が必要です。そして、スケジュールを立てるときは、スタートからの足し算ではなく、ゴールからの引き算で考えましょう。

破綻することが明らかな無理な学習計画ではダメです。自分のライフスタイルを見つめ、その中でできることを作っていかなければ、日々の勉強を継続させることができないからです。無理のない学習計画、無駄のない学習計画を立て、それを日々実行していくことが合格につながる道なのです。

学習期間が1年程度の場合



本
試
験

学習期間が半年程度の場合



本
試
験

- ①学習スタート
- ②憲法対策期間
- ③民法対策期間
- ④行政法対策期間
- ⑤一般知識対策期間
- ⑥補強期間（その他の科目の学習重視 or これまでの復習重視）
- ⑦直前期対策期間（模試・答練、40字記述対策）

質問で解決しよう！

学習内容や学習方法の疑問点は「i-support 制度」の質問メールで1つずつ解消してください。

● 速修本科生教室講座平日クラスを利用 (ex.渋谷校、新宿校)

1. 学習スタート

お申込み (※6月速修本科生クラスで申込み)

- ・6月1日～個別DVDが利用可能になります。
- ・6月入学教室クラスは、行政法1回目が6月上旬に開始されます。7月入学教室クラスは、行政法1回目が7月上旬に開始されます。行政法1回目の開始までに民法のDVDを見ておきたい方は、6月入学で申込み、6月はDVD視聴を終え、7月入学教室クラスに振替受講で行政法1回目から参加しましょう。

参考カリキュラム

6月1日～START (平日にDVD視聴し、土日に復習するケース)

1日 憲法①視聴	13日 民法①視聴	27日 民法⑨視聴
2日 憲法②視聴	14日 民法②視聴	28日 民法⑩視聴
3日 憲法③視聴	16日 民法③視聴	29日 民法⑪視聴
4・5日 憲法①～③復習	17日 民法④視聴	30日 民法⑫視聴
6日 憲法④視聴	18日・19日 民法①～④復習	2日 民法⑬視聴
7日 憲法⑤視聴	20日 民法⑤視聴	3日 民法⑭・⑮視聴
8日 憲法⑥視聴	21日 民法⑥視聴	9日・10日 民法⑨～⑮復習
9日 憲法⑦視聴	23日 民法⑦視聴	7月～ 教室講座行政法参加
10日 憲法⑧視聴	24日 民法⑧視聴	
11日・12日 憲法④～⑧復習	25日・26日 民法④～⑧復習	

※各講義視聴後には、その日のうちにテキスト掲載の該当範囲復習問題 (○×式/所要時間 10分～15分程度) と該当回分のミニテストを解くこと (各回5問/所要時間 10分) も行っておきましょう。

※学習上の疑問点・質問などは「i-support 制度」を利用し、1つずつ解決していきましょう。

2. 7月以降の学習

教室講座の方は、教室カリキュラムに従い、行政法、一般知識、商法・基礎法学を受講しましょう。通信講座の方は、ご自身のスケジュールに合わせ、教材到着後に学習を順次進めていきましょう。10月になれば、本試験スタイルでの模試・答練の時期になります。この時期に合わせ、40字記述対策の特訓も行いましょう。

4 出題傾向分析と対策

※速修本科生教室講座の方は行政法以降の科目から教室講座に合流し、憲法・民法はご自身のスケジュールに合わせたDVD視聴によることになります。また、通信講座の方も最初は憲法・民法から学習を始められる方が多いと思います。憲法・民法の出題傾向分析と対策をまとめましたので、当初学習の指針としてご参考ください。

1. 憲 法

(1) 平成 18 年度以降の出題傾向

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	重要度
1	憲法総論				●			B
2	天皇	●						C
3	基本的人権	●●	●●●	●●●	●●●	●●●		A
4	国会			●	●	●●		A
5	内閣		●		●			A
6	裁判所	●	●					A
7	財政		●			●		B
8	総合・その他	●●		●●				C

(2) テーマ別対策

① 人 権

人権では、オーソドックスな判例問題への対応を考えて、判例読解を心がけましょう。行政書士試験の憲法人権の出題には、「～に関する次の1～5の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものはどれか。」というタイプの問題が最もオーソドックスなタイプだからです。

例えば、平成 21 年度試験では憲法 22 条（職業選択の自由）、憲法 19 条と 20 条（思想良心の自由と信教の自由）を題材としてこのタイプで出題されています。また、平成 20 年度試験では社会権を題材に、平成 19 年度試験では外国人の人権を題材にやはり同じタイプの出題があります。

判例は、事案を読んでイメージすることが大切です。①憲法上の話として何が問題となっているのか（誰のどんな人権が制約されているか）、②公権力（法律、行政処分、裁判所の命令など）による制約は果たして妥当といえるのか、それとも行き過ぎた制約やする必要のない制約になってしまっていないか、といった視点を持ってじっくり読んでいきましょう。そして、問題集や過去問を使って憲法人権が範囲となっている該当問題などを解いて、問題に慣れましょう。特に初学者の人は、テキストの知識が具体的にどういった形式で出題されているのかを自分なりに体感することが重要です。

② 統 治

統治パートでは憲法の条文には何かが書いてあるかということ、国会はどんなところか？、内閣とは何か？裁判所は何をすることなのか？などが堅い言葉で書かれているわけです。特に、国会・内閣・裁判所は、行政書士試験の憲法では頻出分野になっています。そして、このパートは暗記必須な典型的な箇所でもあります。条文知識を端的に問う問題も多いため、何より「条文暗記」が重視されるのです。もちろん、一言一句丸暗記までは必要ありませんが、キーポイントになる語句をしっかり把握していることは大切です。

例えば、憲法 55 条では、「両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。」と規定されています。これは、自分のとこのメンバーの資格の有無について争いが生じたら、それは議院が自分で判断したらいいじゃないかという趣旨のもと、国会議員の資格争訟裁判に関する裁判権を、本来司法作用を担うべき裁判所ではなく、議院に持たせることにしようって内容の条文です。条文暗記も重要ですが、「司法作用を議院が担っているね」という角度からチェックしておく必要もある条文です。このように、「資格争訟裁判は、司法権であるが、議院の自律性尊重という観点から、それを裁判所ではなく、議院に行わせている」という押さえ方をするわけです。

試験対策でいえば、この条文は、平成 14 年問題 3 肢 4 にあった単純知識系のパターンほか、平成 20 年問題 5 肢ウのような角度を変えて知識を問うパターンにも対応できるようにしなければならないわけです。

(3) 今年の試験に向けて

人権では、判例のやっている「人権の認定」や「一般論」の部分は覚える項目です。例えば、ノンフィクション逆転事件での「前科を公表されない権利」の位置づけ、博多駅テレビフィルム提出命令事件での「報道の自由」や「取材の自由」の位置づけ、三菱樹脂事件での憲法の私人間への適用の仕方、川崎民商事件での行政手続に憲法 38 条 1 項の保障が及ぶか否かの一般基準などです。あと、その事例に対して判例が出している「結論」が合憲なのか違憲なのかも覚える項目です。

統治では、条文を次の 2 つの観点から読んでいきましょう。まず、「誰がどんな仕事をしているか？」といった観点から読みます。例えば、55 条でしたら「資格争訟の裁判という仕事をしているのは裁判所ではなくて議院である。」と覚えましょう。もう一つは、「なぜ？」といった観点から読みます。どうして、このような条文の内容にしたのだろうかを考えながら読んでいきましょう。直前期には、条文を通読する必要もありますが、最初は、ひとつひとつ丁寧に考えながら読んでいきましょう。

2. 民 法

(1) 平成 18 年度以降の出題傾向

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	重要度
1	制限行為能力、 意思表示	●		●		●		A
2	代理			●	●			A
3	時効		●		●	●		C
4	物権変動			●	●			A
5	占有権、所有権	●	●			●		A
6	用益物権							C
7	担保物権	●	●	●	●	●		A
8	債権一般		●●●					C
9	債権の保全							A
10	債権の消滅			●		●●		B
11	多数当事者の債 権債務関係			●	●●	●		A
12	契約各論	●●●	●	●	●	●		A
13	事務管理、不当 利得、不法行為	●	●●		●	●		A
14	親族	●		●		●		C
15	相続		●		●	●		A
16	民法総合	●●●	●	●●	●●			B

(2) テーマ別対策

① 民法総則

このテーマでの学習の中心は、「制限行為能力」、「意思表示」、「代理」、「時効」になります。制限行為能力では、なぜ未成年者が契約するには親の同意が必要なのか、未成年者が親の同意を得ずに勝手に契約してしまった場合はどうするかなどを学習します。意思表示では、冗談で売ります・買いますと言っただけの場合にも契約が有効に成立するか、詐欺に遭って騙されて契約してしまった場合にその契約の効果はどうなるのかなどを学習します。代理では、誰かに自分の代わりに契約をしてもらうことができるか、もしあなたの代理人だと勝手に名乗る人が誰かと契約したときにその契約に従ってお金を払ったりしなければいけないのかなどを学習します。時効では、10万

円を請求できる権利があったが、これを長い間放置していたときはどうなるのかなどを学習します。

② 物権

このテーマでの学習の中心は、「不動産物権変動」、「占有権」、「担保物権」になります。不動産物権変動では、Aが自己所有土地をBに売った場合にはAからBに土地所有権が移転することになりますが、どのような行為があれば所有権移転の効果が生じるのか、いつAからBに所有権は移転するのか、Bは自己が新しく所有者になったことを第三者に主張できるようにしておくには何をしておけばよいのかなどを学習します。具体的には、さまざまな具体的事例において所有権取得を主張するために登記をしておくことが必要となるケースなのか不要でいいケースなのかを覚えていきます。占有権では、物を所持していることによってどのような権利が生じるのか、その権利に基づいてどのような主張ができるのか、もし売る権限を持たない者から物を買ってそれを所持するに至った場合に所有権の取得が認められるのかなどを学習します。担保物権では、AがBにお金を貸すときに、もしBが返済してくれなかったときのことを考えてBの土地・建物に抵当権を設定し、実際にBが返済不能となったときにこの土地・建物を競売にかけて債権回収に充てる方法などについて学習します。

③ 債権

このテーマでの学習の中心は、「債務不履行」、「債権の保全」、「債権の消滅」、「多数当事者の債権債務関係」、「契約」、「不法行為」になります。債務不履行では、品物を渡してもらう権利を有していても相手が品物を渡してくれなかったときに何ができるかなどについて学習します。債権の保全では、強制執行をして相手からお金を回収するにしても無いところからは取れないので、強制執行の準備として、相手がまだ行使していない権利があればそれを債権者が代わりに行使することや、相手の手元から逸出した財産を取り戻したりすることなどを学習します。債権の消滅では、お金を払う義務がある者が弁済や相殺をしてその債権債務関係を消滅させる場合のルールについてなどを学習します。多数当事者の債権債務関係では、保証人や連帯保証人に関する民法の規定などを学習します。契約では、民法に規定されている13個の契約類型のうち売買契約・賃貸借契約・請負契約・委任契約のルールを中心に学習します。不法行為では、交通事故に遭って怪我をした者が治療費を負担するときにその損害を加害者に対して賠償請求する場合のルールなどを中心に学習します。

④ 親族・相続

このテーマでの学習の中心は、「婚姻・離婚」、「親子関係」、「相続」、「遺言」になります。婚姻・離婚の要件や効果、養子縁組の要件や効果、相続に関する民法のルール、遺言の書き方、一度書いた遺言の撤回の仕方などを学習します。

(3) 今年の試験に向けて

民法は、単純知識タイプの出題ではなく、事例タイプの出題がされています。そのため、知識のインプットももちろんですが、問題を解くことを学習の中心に据え、身に付けた知識を使って事例処理ができるようになることが大切です。

例えば、民法 96 条 2 項では、「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。」と規定し、第三者による詐欺の場合、相手方の善意・悪意により、取り消すことができるか否かが変わることになります。この条文も実際には、A が B に対して A 所有の動産を譲渡する旨の意思表示をした場合に関する問題として、「この動産が骨董品であり、A が、鑑定人の故意に行った虚偽の鑑定結果に騙された結果、B に対して時価よりも相当程度安価で当該動産を譲渡するという意思表示をした場合、B がこの事情を知っているか否かにかかわらず、A は当該意思表示を取り消すことができない。」と書かれ、「誤り」と判断させる形で出題されています（昨年の問題 27 肢 3）。

民法の学習は、講義の際は必要な知識を身につけることや事例に登場する人物のどちらを保護することが妥当なのかを考えながら読むことを意識しましょう。そして、復習の際は条文・判例の知識をインプットして過去問や問題集を使って実際に事例問題にその知識をあてはめて解いてみて、どのような知識があれば解けたのか、解くにはどの知識をどう使えばよいのかを意識しましょう。

なお、独学で学習される方は、「合格テキスト」でカテゴリーごとに一通りの知識を学習することから始め、「講義生中継民法」で民法の知識を掘り下げ、「肢別問題集」や「合格トレーニング」を使って問題を解くことを繰り返していくとよいでしょう。